富士市下水道マンホール蓋広告掲載に関する取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、富士市広告掲載に関する指針（平成２１年１月１日施行）及び富士市広告掲載に関する基準（平成２１年１月１日施行）（以下「指針等」という。）に定めるもののほか、富士市が管理する下水道マンホール蓋への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載の場所）

第２条　広告を掲載することができる場所は、下水道マンホール蓋のうち、市長が指定するものの上面とする。

（広告の色彩等）

第３条　広告の色彩、意匠等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

（１）歩行者その他の通行者の安全を阻害するおそれのあるもの。

（２）信号機、道路標識その他の交通安全施設の効用を妨げるおそれのあるもの。

（３）都市景観との調和を損なうおそれのあるもの。

（広告の規格等）

第４条　マンホール蓋広告の規格等は、次のとおりとする。

（１）広告の大きさは、マンホール蓋の中心から直径５０センチメートルの円形とする。

（２）広告の内容は、指針等及びこの要領に基づくものとする。

（広告の掲載期間）

第５条　広告の掲載期間は、原則として２年とする。

（広告掲載の募集方法）

第６条　広告主の募集は、広報紙、市ウェブサイト等により行うものとする。

（広告掲載の申込み）

第７条　申込者は、申込みの際、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、申込書の提出期限の日までに、富士市における物品の買入れ等又は役務の調達に係る競争入札参加資格の認定を受けている者は、（４）から（７）までの書類の提出を要しない。

（１）申込書（様式第１号）

（２）広告デザイン原稿

（３）法人その他の団体又は個人事業主の概要（様式第２号）

（４）誓約書（様式第１０号）

（５）履歴事項全部証明書（写し可。発行日から３か月以内のもの）

ただし、個人の場合は、本籍地の市区町村が発行する代表者の身分証明書

（６）納税証明書（写し可。法人の場合は「その３の３」、個人の場合は「その３の２」とし、発行日から３か月以内のもの）

（７）市税完納証明書（写し可。発行日から３か月以内のもの。ただし、市税が賦課されていない場合を除く。）

（８）その他市長が必要と認める書類

２　市長に提出された書類は、返還しない。

（広告掲載の決定及び審査）

第８条　市長は、申込みをした広告主について見積合わせを行い、その結果を書面（様式第３号又は様式第４号）により通知する。見積金額が最も高い申込者が複数ある場合は、抽選により決定するものとする。

２　市長は、広告デザインの審査に際して修正を求める必要があると認める場合は、広告主に対し、デザイン案の再提出通知（様式第５号）により広告デザイン案の再提出を求めることができる。

3　広告主は、前項の規定による通知を受けたときは、市長が指定する期限までに、修正した広告デザイン案を再提出しなければならない。

（契約）

第９条　契約は、市長と広告主との間で締結するものとする。

2　広告掲載料の額その他の詳細は、前項の契約で定める。

（製作、納品及び設置）

第１０条　広告主は、第８条の審査を受けた広告デザインに基づき、市長が指定する仕様及び規格に適合する広告プレートを製作し、掲載期間の開始月の前月までに納品するものとする。

2　広告プレートは、破損のおそれがなく、表面に滑り止め加工を施したものとする。

3　広告プレートの製作費用は、広告主が負担し、広告プレート製作業者に直接支払うものとする。

4　市長は、広告主から広告プレートの納品を受けた後、掲載期間の開始月に広告プレートを設置する。

5　撤去した広告プレートは広告主に返却するものとする。

（広告掲載料の納付）

第１１条　広告主は、市長が指定する期日までに、毎年度、見積金額に基づき算定した当該年度分の広告掲載料を納付しなければならない。

（費用負担等）

第１２条　広告プレートの製作費用は、広告主が負担する。

2　この要領に定めるもののほか、広告掲載に必要な手続に係る費用は、広告主が負担する。

3　掲載した広告が破損し、又は経年劣化により修復が必要となった場合は、その修復に要する費用は、広告主が負担する。ただし、天災その他の不可抗力による場合又は市の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（広告掲載内容の変更）

第１３条　広告主は、広告の掲載内容を変更しようとする場合は、掲載内容変更申請書（様式第６号）により、変更を希望する日の３０日前までに市長に申し出て、その承認を得なければならない。

（広告掲載の停止）

第１４条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、マンホール蓋広告の掲載を停止することができる。

（１）市の事業を広報するために必要がある場合

（２）下水道事業又は歩道の維持管理、工事等のために必要がある場合

（３）前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

２　市長は、前項の規定によりマンホール蓋広告の掲載を停止したときは、掲載一時停止決定通知書（様式第７号）により、広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第１５条　広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

２　前項の規定により広告の掲載を取り下げる場合は、広告主は、掲載取下げ申請書（様式第８号）により、取下げを希望する日の３０日前までに市長に申し出なければならない。

（広告掲載の決定の取消し）

第１６条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

（１）指定する期日までに広告掲載料が納付されない場合、又は納付される見込みがない場合。

（２）指定する期日までに広告プレートが納品されない場合。

（３）広告主から前条の規定による取下げの申し出があった場合。

（４）前各号に掲げるもののほか、広告掲載が適切でないと市長が認める場合。

2　市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、掲載決定の取消し通知（様式第９号）により広告主に通知するものとする。

（損害賠償）

第１７条　広告主の責めに帰すべき事由により市に損害が生じた場合は、市長は、広告主に対し、損害賠償を請求することができる。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を免除することができる。

2　広告掲載に起因して広告主に損害が生じた場合、市は、責任を負わない。ただし、市の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（広告掲載料の還付）

第１８条　納付された広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

2　前項ただし書の場合において還付する広告掲載料は、広告掲載料を月割りで計算し、広告を掲載できなかった月数分とする。この場合において、還付する広告掲載料には利子を付さない。

（広告主の責任等）

第１９条　広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2　この要領に定めるもののほか、広告掲載に必要な手続は、広告主の責任において行うものとする。

（その他）

第２０条　この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）　この要領は、令和８年１１月１日から施行する。

様式１号(第７条関係)

年　　月　　日

富士市下水道マンホール蓋広告掲載申込書

（あて先）富士市長

住　所

申　込　者　商　号

氏　名

富士市下水道マンホール蓋広告掲載に関する取扱要領第７条第１項に基づき、必要書類を添えて、下記の通り申し込みます。

なお、申し込みに当っては、富士市広告掲載に関する指針、富士市広告掲載に関する基準及び富士市下水道マンホール蓋広告掲載に関する取扱要領を遵守いたします。

記

掲載を希望するマンホール蓋	新富士駅北側
添付資料	□　法人その他の団体又は個人事業主の概要（様式第２号） □　設置するマンホールのデザイン原稿及びその内容を説明したもの □　誓約書（様式第１０号） □　履歴事項全部証明書（写し可、発行日から３ヶ月以内のもの、ただし個人の場合は本籍地の市区町村が発行する代表者の身分証明書） □　納税証明書（写し可、法人の場合「その３の３」、個人の場合「その３の２」、発行日から３ヶ月以内のもの） □　市税完納証明書（写し可、発行日から３ヶ月以内のもの、ただし市税が賦課されていない場合を除く。） ※該当する添付書類にレ点を付けること。
見積金額	
担当者連絡先	担当者部署名： 担当者氏名： 電話番号： メールアドレス：

（注）１．見積金額は２年分総額の税抜金額を記入してください。

様式第２号（第７条関係）

法人その他の団体又は個人事業主の概要

（　　年　　月　　日現在）

ふ り が な			
名　　称			
所　在　地		電話番号	
代表者氏名 （団体の場合）		E-mail	
設 立 目 的			
沿　　革			
業 務 内 容			

備考

資格又は免許を必要とする業種にあっては、それを証明する書類の写しも併せて提出してください。

様式第３号(第８条関係)

年　　月　　日

様

富士市長

富士市下水道マンホール蓋広告見積合わせの結果について(通知)

年　月　日付けで提出いただいた下水道マンホール蓋広告掲載申込みについて、見積合わせの結果、契約の相手方と決定しましたので、富士市下水道マンホール蓋広告掲載に関する取扱要領第８条第１項の規定により通知します。

記

掲載場所	
広告掲載期間	年　　月　～　　年　　月
広告料	円

（注）１．広告料は２年分総額の税抜金額

様式第４号(第８条関係)

年　　月　　日

様

富士市長

富士市下水道マンホール蓋広告見積合わせの結果について(通知)

年　月　日付けで提出いただいた下水道マンホール蓋広告掲載申込みについて、見積合わせの結果、契約を締結するに至りませんでしたので、富士市下水道マンホール蓋広告掲載に関する取扱要領第８条第１項の規定により通知します。

対象の場所	

様式第５号（第８条関係）

年　　月　　日

様

富士市長

富士市下水道マンホール蓋広告デザイン案の再提出（通知）

デザイン案の再提出が必要になりましたので、富士市下水道マンホール蓋広告掲載に関する取扱要領第８条第２項の規定により通知します。

記

対象の場所	
広告デザイン案 提出期限	年　　月　　日
修正事項	

様式第６号(第１３条関係)

年　　月　　日

富士市下水道マンホール蓋広告掲載内容変更申請書

（あて先）富士市長

住　所

申　込　者　商　号

氏　名

富士市下水道マンホール蓋広告掲載に関する取扱要領第１３条に基づき、下記のとおり変更を申請します。

記

対象の場所	
変更前	
変更後	
変更日	年　　月　　日
理由	
備考	
担当者連絡先	担当者部署名　： 担当者氏名　　： 電話番号　　： メールアドレス：

（注）１．変更前と変更後の広告原稿を添付すること。

２．変更希望日の 30 日前までに申し出て承認を得ること。

様式第７号(第１４条関係)

年　　月　　日

様

富士市長

富士市下水道マンホール蓋広告掲載一時停止決定通知書

富士市下水道マンホール蓋広告掲載に関する取扱要領第１４条第２項の規定により、下記のとおり広告の掲載を一時停止しますので通知します。

記

対象の場所	
掲載を一時停止する期間及び理由	一時停止する期間： 年　　月　　日から 年　　月　　日まで（　　日間停止） 理由：
備考	

様式第８号（第１５条関係）

富士市下水道マンホール蓋広告掲載取下げ申請書

年　　月　　日

（あて先）富士市長

住　所
申　込　者　商　号
氏　名

富士市下水道マンホール蓋広告掲載に関する取扱要領第１５条第２項に基づき、以下のとおり掲載取下げを申請します。

対象の場所	
掲載中止理由	
取下げを希望する日	年　　月　　日

様式第９号(第１６条関係)

年　　月　　日

様

富士市長

掲載決定の取消し（通知）

富士市下水道マンホール蓋広告掲載に関する取扱要領第１６条第２項の規定により、掲載決定の取消しを決定しましたので、通知します。

記

対象の場所	
取消し根拠	第１６条第１項　　号の規定による
取消し日	年　　月　　日

様式第１０号（第７条関係）

誓　約　書

私は、次に掲げる事項について誓約します。また、見積合わせ参加資格の確認のため、貴市が必要な官公庁への照会を行うことについて、承諾します。

1　私は、次に掲げる者に該当せず、将来においても該当しません。

⑴　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合はその法人の役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（富士市暴力団排除条例（平成２４年富士市条例第２号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる者

⑵　暴力団（富士市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に参加していると認められる者

⑶　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められる者

⑷　役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

⑸　役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

2　私は、下請契約、購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前項各号に該当しないことを確認します。また、その契約において、前項各号に該当することが判明した場合は、直ちに契約解除の措置を行います。

3　私は、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

令和　　年　　月　　日

（あて先）富士市長

（本社）
住所又は所在地
商号又は名称　　㊞
代表者の職・氏名